

令和9年4月1日から 公共施設の使用料と各種証明書等の 手数料を改定します

ページ番号 1011221 【問い合わせ】 財政課 ☎84-0617

◆ 背景

市民のみなさんが使う公共施設などの使用料や、各種証明書等の手数料は、統一的な算定方法がなく、消費税改定時などを除き、これまで一度も見直しを行ってきませんでした。

現状では、多くの施設の運営経費のうち、使用料収入でまかなえる部分は非常に小さく、不足する部分は税金で補っており、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保していく必要があります。

今回、使用料・手数料の算定の考え方を整理し、近年の物価高騰や人件費の上昇などの社会経済情勢の変化を踏まえ、使用料・手数料の見直しを行います。

◆ 見直しの考え方と算定方法

受益と負担の公平性の確保

施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、「利用者負担」と「税金負担」の割合を定め、利用者に応分の負担を求めます。

算定方法の明確化

公共施設や各種手続きに係る運営経費(人件費・維持管理費・減価償却費等)や稼働率から算定する統一的な方式により、使用料・手数料を算定します。

定期的な見直しの実施

適正な料金を保つため、5年ごとに定期的な見直しを実施します。

◆ 料金の引き上げの上限(激変緩和措置)

利用者の急激な負担増にならないよう、当初の5年間(令和9年4月1日～令和14年3月31日)の使用料は、最大で現在の料金の**1.3倍**(手数料は現在の料金の1.5倍)までしか引き上げを行いません。

例

今回の算定により、施設Aの使用料が、**1,000円 ▶ 2,000円**(現在の料金の2倍)となった場合、

当初の5年間(令和9年4月1日～令和14年3月31日)の使用料は、**1,000円 ▶ 1,300円**(現在の料金の1.3倍)となります。

見直しの考え方や算定方法
等の詳細はこちらから▶

